

一さ、げ 六月節か 一りんご 七月節か 一梨子 八月節か
 一めうど 八月節か 一松たけ 八月節か 一ぶどう 八月節か
 一御所かき 九月節か 一みつかん 九月節か 一久年母 五月節か
十一月迄 三月迄
 右之品々致商賣候儀、先年月切ニ御定被成候得共、自今以後ハ此書付之通、節ニ入候日より可致
 商賣之魚鳥之類ハ時節かまいなく、とれ次第可賣之、然共出候節も過分に直段たかく商賣仕間
 敷候、前方も相觸候通、献上之肴たりといふ共、勿論、總而之肴も、彌以直段高く商賣仕間敷候、若右
 之趣相背もの於在之ハ、急度曲事可申付もの也、

五月

○按ズルニ、此後元祿六年十二月ニモ令ヲ下シテ、魚鳥野菜發賣ノ時期ヲ制限セリ

〔徳川禁令考四十九 魚鳥野菜諸食物〕寛保二戌年六月

魚鳥并野菜物賣出時節之事

覺

一ます	正月節より	一あゆ	四月節より
一かつほ	四月節より	一なまこ	九月節より
一さけ	九月節より	一あんかう	十一月節より
一生たら	十一月節より	一まて	十一月節より
一白魚	十二月節より	一あいくろ	三月節より
一ぼとまぎ	七月節より	一がん	十月節より
一かも	十月節より	一きじ	九月節より
一つぐみ	九月節より	一生まいたけ	四月節より